

下関市大河内交流センター
指定管理者の指定に係る申込要項

令和7年9月

下関市役所豊浦総合支所建設農林水産課

下関市大河内交流センター指定管理者の指定に係る申込要項

下関市（以下「市」という。）は、都市と農村の交流活動による農業振興及び住民の生活文化水準の向上を図るため、下関市大河内交流センターを設置しています。このたび、下関市大河内交流センターの管理運営を効果的・効力的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、下関市大河内交流センターの設置等に関する条例（平成17年条例第247号。以下「設置条例」という。）第6条の2第1項及び下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第26号。以下「手続条例」という。）第6条第1項第1号の規定に基づき、令和8年度からの下関市大河内交流センターの管理運営業務を行う指定管理者の指定に係る申込みを大河内自治会から受け付けます。

1 施設の概要

施設の名称	下関市大河内交流センター
所在地	下関市豊浦町大字宇賀5367番地1
建物延面積	145.29㎡
主な部屋名	会議室、小会議室

2 指定管理者が行う業務の内容及び範囲並びに管理の基準

業務の具体的内容及び管理の基準は、別紙1 下関市大河内交流センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定めるとおりとします。

(1) 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 施設の使用時間

午前9時から午後10時まで

(3) 使用料

無料

3 指定の期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とする。

ただし、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。

4 管理に関する経費等

下関市大河内交流センター（以下「センター」という。）の管理運営業務（以下「本業務」という。）に要する経費に充てるため、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）、予算の範囲内で指定管理者に指定管理料を支払います。

(1) 指定管理料

指定管理料とは、市が定める本業務に必要であるとする費用を指します。

指定管理料の基準額は、5ヶ年 総額522,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。

各事業年度における上限額は、年額104,500円です。

この基準額を超える申込は、受け付けません。

なお、各事業年度の指定管理料は、各事業年度に定める年度協定書において定め、指定管理者が提出し、市が承認した「年間事業計画」に従って支払うこととなります。

①物件費の基準額

物件費関係の内訳については、「別表1 物件費基準額」を参照してください。

②指定管理料の精算

年度協定により定めた指定管理料は、原則として精算を行いません。

5 申込資格

申込みをする団体の資格は、次のとおりとします。

- ① 市税、県税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ 本業務を行うために、センターに配置する職員の中に、防火対象物の防火管理者の資格を有する（令和7年度中の取得見込を含む。）職員が含まれていること。

6 申込方法・提出書類等

(1) 申込書類

- ① 申込書（様式第1号）
- ② 下関市大河内交流センター事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支計画書（様式第3号及び様式第3号の2）
- ④ 会則及び団体の経営状況を説明する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）
- ⑤ 申込資格を証する書類
- ⑥ その他必要な書類

(2) 提出部数

正1部、副6部

(3) 申込書の配布

ア 配布期間 令和7年9月19日（金）

(4) 申込書類の提出

ア 提出期間 令和7年9月30日（火）から10月9日（木）まで
土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 豊浦総合支所 建設農林水産課

ウ 提出方法 直接持参に限る（郵送不可）。

7 審査及び選定の進め方

(1) 指定管理候補者の選定

指定管理候補者の選定に当たっては、下関市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定委員会委員により審査を行います。

(2) 選定基準及び審査項目

提出された事業計画書等について、「別紙2 指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点」に基づき審査する予定ですが、選定委員会において変更される場合もあります。

(3) 選定結果の通知

選定委員会での審査結果に基づき、指定管理候補者を選定し、速やかにその結果を指定管理候補者に通知するとともに、市のホームページ等で公表します。

(4) 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て市長が行います。指定後、指定管理者は、市と本業務の細目について協議の上、センターの管理運営等に関する協定を締結します。

8 その他の留意事項

(1) 申込に係る経費は、全て申込者の負担とします。

(2) 申込書類は、返却しません。

(3) 申込書類提出後の申込書類の内容変更は、原則認めません。

(4) 申込者から提出された申込書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理候補者の決定の公表や、提案内容の公表その他市が必要と認める場合には、市は、提出書類の全部又は一部を無償で使用します。また、提出書類は、下関市情報公開条例(平成17年条例第16号)の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。

(5) 選定の公平性及び選定過程の透明性を確保するため、申込をしたもの又はしようとするものは、選定委員会において結果が出されるまでの間、当該選定委員会委員と接触することを禁止します。

(6) 指定管理者が正当な理由なく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(7) 市は、指定管理者が協定締結まで本業務実施が確実でないと認めるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(8) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

9 リスク分担

指定期間内における市と指定管理者の主なリスクの分担については、「別表2 責任（リスク）分担表」のとおりとし、詳細は、市と指定管理者が締結する協定において定めるものとします。

なお、あらかじめ定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、市と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

10 法令等の遵守

本業務を実施する上で関連の法令等がある場合は、それらを遵守すること。本業務の実施に当たっては、特に次の法令等に留意してください。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
 - (2) 手続条例、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第358号）
 - (3) 設置条例、下関市大河内交流センターの設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第295号。以下「設置条例施行規則」という。）
 - (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）、下関市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第40号）
 - (5) 下関市情報公開条例
 - (6) 下関市行政手続条例（平成17年条例第24号）
 - (7) その他関係法令
- ※ 指定期間中に前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正後の規定による。

11 本業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な本業務の実施が困難になったとき、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、本業務の実施の継続が困難であると認められるときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
なお、この場合、市に生じた損害は、指定管理者が市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により本業務の管理運営の継続が困難となったときは、市と指定管理者は、本業務の継続の可否について協議を行うものとします。
なお、その結果、本業務の継続が不可能であると判断したときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

12 本業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) センターは、公の施設（地方自治法第244条）であることを念頭において、公平な運営を行い、特定の者に有利又は不利な運営をしないこと。
- (2) 市と連携を図って運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が本業務に係る各種要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) この要項及び業務仕様書に規定するもののほか、本業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議して決定すること。
- (5) センターは、本市の「公共施設の適正配置に関する方向性（中期）」において「農業振興及び住民の生活文化水準の向上を図るための施設で、地区の集会所として使用されています。
利用者数が比較的少なく、特定の利用者を中心に利用されているため、利用団体に譲渡し、引き続き活用する方向で検討します。」としています。
このため、指定管理期間中に新たなセンターの方向性が見い出せた場合には、指定期間の途中でも、本業務の継続に関し必要な協議を行う場合があります。

【問合せ先】

〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所 豊浦総合支所 建設農林水産課

電話 083-772-4030 FAX 083-774-2339

E-mail : tunourin@city.shimonoseki.yamaguchi.co.jp